

# 火災予防上の命令を受けている防火対象物

松阪地区広域消防組合

消防機関が、立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

松阪地区広域消防組合では、命令を行い公示している建築物等の所在地、名称等を利用者や近隣の方の安全のためにお知らせしています。

令和元年6月14日更新

項目	内容
防火対象物の所在地	松阪市飯高町宮前字中谷709番地2、709番地4、710番地5
防火対象物の名称	ひさご
命令を受けた者	建物所有者 田中 正洋
命令年月日	平成31年3月12日
命令の内容	平成31年7月12日までに、次の事項を履行すること。 (1)建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 (2)誘導灯を技術上の基準に従って維持及び設置すること。 (3)消火器を設置すること。

項目	内容
防火対象物の所在地	松阪市垣鼻町字上徳和1465番地6
防火対象物の名称	金児内科
命令を受けた者	建物所有者 金児 大二
命令年月日	平成30年5月22日
命令の内容	平成30年8月22日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。